

2022年10月28日

お客さま各位

株式会社きらぼし銀行

当座勘定規定等の改定について

平素はきらぼし銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

2022年11月の全国銀行協会「電子交換所」設立に伴い、全国各地に設置されている現在の手形交換所が全て廃止され、原則すべての手形・小切手類が「電子交換所」で取扱われることとなります。これに伴い、当行では、改定後の取扱いを明確にするため、下記のとおり当座勘定規定および手形用法・小切手用法を改定いたします。

お客さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2022年11月4日（金）

2. 改定する規定等

- ・当座勘定規定
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・約束手形用法
- ・為替手形用法
- ・小切手用法

3. 主な改定内容

(1) 当座勘定規定

条項	改定内容
第7条 手形、小切手の支払	・現在運用上行われている取扱いを規定に追加
第8条 手形、小切手用紙	・現在運用上行われている取扱いを規定に追加 ・当座勘定から支払いをした手形または小切手の用紙の3ヶ月経過後の取扱いを追加
第17条 印鑑照合等	・電子交換所からダウンロードする画像により印鑑照合および用紙の確認を行うことを追加
第29条 個人情報情報センターの登録	・全国銀行個人情報情報センターにおける不渡情報の取扱廃止に伴う個人情報情報センターへの登録規定の削除

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

条項	改定内容
第7条 手形、小切手の支払	・現在運用上行われている取扱いを規定に追加
第8条 手形、小切手用紙	・現在運用上行われている取扱いを規定に追加 ・当座勘定から支払いをした手形または小切手の用紙の3ヶ月経過後の取扱いを追加
第15条 印鑑照合等	・電子交換所からダウンロードする画像により印鑑照合および用紙の確認を行うことを追加
第26条 個人情報情報センターの登録	・全国銀行個人情報情報センターにおける不渡情報の取扱廃止に伴う個人情報情報センターへの登録規定の削除

(3) 約束手形用法・為替手形用法・小切手用法

- | |
|---|
| ・チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加 |
| ・電子交換所システムの仕様を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加 |
| ・金額欄、銀行名、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所の追加 |

※詳細につきましては、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以上